

政務活動費におけるクレジットカード利用について（案）

現行の判例等において、政務活動費の支出にクレジットカードを利用することを禁止する規定はなく、利用自体は可能である。

しかし、市民の視点から見ると、クレジットカードの利用によってポイントを取得する行為が「個人の利益」と捉えられることがあることから、大和市議会として、クレジットカード利用に関する取扱いを次のとおり定めるもの。

（1）カード名義

使用するクレジットカードは、議員本人名義のものに限る。

（2）対象金額の算出方法

政務活動費の支出対象額は、使用したクレジットカードのポイント還元率をもとに算出する。取得ポイントを現金換算し、領収書に記載された支出金額から当該換算額を差し引いた金額を政務活動費の対象額とする。また、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

（3）提出書類

クレジットカードを使用した場合は、以下の書類を提出する。

- ・クレジットカード利用支出書
- ・領収書（航空賃、宿泊費、包括宿泊費など内訳が分かるもの）
- ・使用したクレジットカードの還元率が確認できる資料

（4）資料が添付されない場合の取扱い

ポイント還元率が分かる資料を添付しない場合は、購入金額の10%を付与ポイント相当とみなし、1ポイント=1円として換算した金額を控除し、その金額を政務活動費の対象とする。

（5）ポイントの使用制限

クレジットカードによる支払い時には、既存のポイントを使用してはならない。また、政務活動費の支出にポイントを充当することを認めない。

（6）支払い方法

支払いは一括払いのみとする。

（7）領収書の記載内容

政務活動費の対象となる支出のみが記載された領収書が対象となる。私的支出が混在している場合は、その支出全体について政務活動費としての支出を認めない。

（8）支払日の取扱い

原則として、領収書に記載された日付を支払日とする。ただし、領収書の発行日と実際の支払日（領収日）が異なる場合は、実際の支払日（領収日）を採用する。